

3月号（510号）

A 県 B 市の市議会議員である X は、議会定例会の会期中のある日、市議会事務局を訪れ、自分が所属するある常任委員会に対して議案外質問通告書を提出しようとした。その際、B 市職員 C が X による質問通告書の提出に対応したが、C は入職して間もないということもあって、X への対応に手間取り、X をその場で 10 分ほど待たせることとなってしまった。C による対応に不快感を覚えた X は、C に対し「私の議員生活の中でこんな無礼な扱いを受けたことはない。こんな対応しかできないのか」と発言した。

X による C に対する発言（以下「本件発言」とする）は、C から市長に報告され、市議会関係者の耳にも入るところとなり、市議会本会議の議題として X の本件発言への対応が取り上げられることになった。市議会本会議では、本件発言が、「議員としての品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと」を議員が遵守すべき「政治倫理基準」の 1 つとして定める B 市政治倫理条例に反することを理由に、X に対して懲罰を科すべき旨の動議が提出され、当該動議はその提出に基づき設置された懲罰特別委員会の審査に付された。

同委員会では、X に事実確認のための弁明の機会が与えられたところ、X は「そんなような発言をしたかもしれないが、発言の意図が曲解されて伝わっている。私への懲罰は極めて不当だ」と主張したが、本件発言の際に居合わせた他の職員の証言が決め手となり、懲罰委員会は、本件発言が実際に行われたこと、および B 市政治倫理条例に違反することを肯認し、X に対して 3 日間の出席停止という懲罰を科すべきと結論づけた。この結論を受け、市議会本会議において X に対する懲罰動議が可決され、議長が前記出席停止処分を X に宣告した。

X は、出席停止処分が科されることには納得がいかなかったが、B 市市議会議員としての活動に限界を感じていたため、辞職願を市議会議長に提出することを検討していた。そこで X は、本件出席停止処分の取消しを求めるのではなく、かかる懲罰の決定により名誉を毀損され、精神的苦痛を被ったと主張して、B 市を被告として慰謝料の支払いを求める国賠請求訴訟を提起することにした。X の請求の当否について、どのように考えるべきであろうか。

2月号（509号）

A 県に在住する成人男性 X は、疾病が原因で視力低下が進行し、1 年ほど前に失明した。そのため、日常生活の様々な場面において、配偶者を始めとする周囲の人たちの介助を受けていた。

そのような中、衆議院議員選挙が実施されることになり、X も有権者として投票を行うために、配偶者とともに所定の投票所に赴いた。X は点字を使用することができないため、自分の投票を配偶者に代行してもらいたい旨、投票所の受付で申し出た。ところが、受付の係員から、自力で投票することができない有権者は代理投票を利用することができるが、その利用者の投票を補助する者を利用者本人が指定することはできないと説明された。公職選挙法（以下「公選法」と略記）48 条 2 項により、選挙人が指示する公職候補者の氏名等を投票用紙に記載し、また、投票の記載に立ち会う計 2 名の投票補助者は、投票管理者が投票事務従事者から選任することになっているからである。

X は、自分が希望する者を投票補助者に指定することができない代理投票のあり方に承服することができず、結局、投票を行わずに配偶者とともに投票所を後にした。X には、そのような代理投票のあり方は、選挙権の行使を妨げることにも通じる不当な制度であり、また、投票事務従事者 2 名が投票を補助したのでは、投票の秘密が守られないように思われた。

そこで X は、弁護士と相談のうえ、国家賠償請求訴訟を提起することにした。その請求の根拠は、公選法 48 条 2 項は憲法 15 条 1 項、同条 4 項、43 条、44 条等に違反するため、公選法 48 条 2 項に定められる代理投票制度を国会がこれまで改正せずに存続させてきた不作為は、国家賠償法（以下「国賠法」と略記）の適用上違法であるというものである。このような X の主張をどのように評価すべきであろうか。

1月号（508号）

A 県立 B 高等学校の校長 Y は、社会的に問題となっているネット・ゲーム依存症が自校の生徒の間に蔓延しないか懸念を抱き、生徒がネット・ゲーム依存症に陥らないよう対策を講じる必要性を感じていた。その対策の具体的なあり方について Y と複数の教諭との間で検討が重ねられた結果、B 高校では、授業日における生徒のスマートフォンおよびコンピュータゲームの使用を 1 日 2 時間まで、かつ午後 11 時までの時間帯に限ることを明記した規定が校則に追加されることになった。

B 高校の生徒 X は、インターネット上のオンラインゲームを趣味としていたが、最近では自分のゲームプレイを MeTube という有名なプラットフォームで週に数回、深夜の時間帯に配信していた。そのような中、上記の校則の見直しが行われて以降のある日の深夜、MeTube を視聴していた B 高校の教諭 C が、X によるゲーム配信を偶然発見し、配信者が X ではないかと疑いを抱いたため、後日、X のクラス担任である教諭 D にその旨を報告した。D は、その報告のとおり的事実が認められるのであれば、X の行為は上記の校則規定に違反すると考え、X に対し事実関係の確認を行うことにした。その結果、X は C の報告内容に間違いはないと認めため、D からその報告を受けた Y は、X に対し校則違反についての反省を促す嚴重注意を行った。

ところが X は、Y による嚴重注意に納得がいかなかったため、従前と同じようにゲーム配信を習慣的に行っていた。Y から嚴重注意を受けて数週間が経過した頃、X が深夜の時間帯にゲーム配信を行っていたところ、今度は B 高校の教諭 E に X による配信の様子が発見されたため、E から報告を受けた D による X への事実確認を経て、X の校則違反がまたもや Y に報告されることとなった。Y は、教育上の指導としての嚴重注意ではもはや効果がないと考え、B 高校懲戒規程に定められる懲戒処分としての訓告を X に与えることとし、その旨 X とその保護者に通告した。

X は、ゲーム配信をやめなければ、停学等のさらに重い懲戒処分を下されるのではないかという危機感を抱いたが、それと同時に、政治・経済の授業の中で、日本国憲法 13 条が保障する幸福追求権の中には、自分のライフスタイルは他者に干渉されずに自分で決められるという自己決定権の保障が含まれるという見解があることを学んだことを思い出し、オンラインゲームとその配信という自分の趣味を対象に下された懲戒処分が自己決定権の理念に反するのではないかと考えた。

そこで X は、そのような憲法論に基づいて当該懲戒処分を裁判を通じて取り消すことができないか、弁護士に相談することにした。相談を受けた弁護士は、X に対しどのように法的助言を行うべきであろうか。

12月号（507号）

20XX年、 α ウイルスという、感染力が非常に強く、最悪の場合、発症により人を死に至らしめるウイルスが日本において大流行した。このことを受け国会では α ウイルス対策特別措置法が制定され、内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出により、各都道府県では、知事が設定する期間、文教施設、運動施設、集会施設、商業施設、遊興施設等、多数の者が利用する施設に対し、当該施設の使用の制限や停止等の措置を講じるよう知事が要請することができるようになった。

政府は、そのような要請の代償措置の1つとして、中小法人等事業継続安定化給付金規程（以下「本規程」と略記）を策定し、 α ウイルスの蔓延以降における任意の四半期について事業収入が前年同期比で30%以上減少した中小法人等に対し、その申請があれば、前年度の事業収入および対象期間の事業収入に応じて300万円以内の給付金を支給することとした。

A県でパチンコ店運営会社を営んでいるXは、最近の事業収入が上記の給付金支給要件を満たすと考え、経済産業省内に設けられた事業継続安定化給付金事務局に給付金支給の申請を行った。ところが、申請から1週間後、Xは同事務局より不支給決定の通知を受け取った。本規程には不支給要件が定められており、その中の1つとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」と略記）2条1項に列記される「風俗営業」に該当する営業を行う事業者については、給付金を支給しないこととされていた。風営法2条1項に列記される「風俗営業」には「ぱちんこ屋」（同項4号）が含まれているため、Xに対しては給付金不支給の決定がなされたのである。

それに対しXは、本規程に定められる不支給要件は、特定の職業が劣等の地位にあるという社会的偏見を助長・再生産するという効果をもつものであるため、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反する無効なものではないかと考えた。そこでXは、憲法14条1項違反の主張を根拠として、自身に係る不支給要件が存在しなければ支給されたはずの給付金の支払いを国に求める訴訟を提起することにした。Xのそのような憲法上の主張について、どのように判断すべきであろうか。

11 月号（506 号）

A 県に所在する暴力団 B は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」と略記）3 条に基づき、A 県公安委員会により「その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団」としての指定を 20 年以上にわたり受けてきた。さらに、A 県公安委員会は、20××年△月、B の構成員が凶器を使用して人の生命・身体に重大な危害を加える方法を伴った暴力的要求行為等を反復して行うおそれがあるとして、暴対法 30 条の 8 第 1 項に基づき B を特定危険指定暴力団等として指定する処分を行った。この処分により、B の構成員は、暴力的要求行為を行う目的で、その相手方に対し面会を要求する、電子メールを送信する、つきまとう等の行為が禁止されることになった。

以上の B に対する指定暴力団および特定危険指定暴力団等としての指定に不満をもった B の代表 X は、A 県を相手取り、暴対法各規定の違憲性および指定処分の違法性を主張することによって指定処分の取消しを求める訴訟を提起することにした。

X は、特に、暴対法 30 条の 8 第 1 項が憲法 31 条に違反するものであることを主張しようと考えている。すなわち、暴対法 30 条の 8 第 1 項は、「反復して同様の暴力行為を行うおそれがある」と公安委員会によって認められるときに特定危険指定暴力団等としての指定処分が行われることを定めることにより、「おそれがある」という不明確な構成要件の下で公安委員会にかかる処分の権限を与え、指定処分に関する恣意的運用、および憲法上許容されるべき行為をも包括的に規制対象とすることを惹起するのではないかという、憲法 31 条違反の主張である。

X によるそのような主張について、憲法上どのように評価すべきであろうか。

10月号（505号）

高校3年生のXは、20XX年2月、A大学の入学試験を受け、その結果、合格判定の通知を受けたため、入学金や初年度1期分の授業料等の入学時納付金を納付することにより入学手続を行った。しかし、その後Xは、すでに入学試験を受けていた第一志望のB大学から合格判定の通知を受けたため、同年3月、A大学を設置する学校法人Yに対し、入学辞退の意思表示をし、納付済みの入学時納付金を返還するよう求めた。

ところがA大学の入学試験要項および入学手続要項には、入学時納入金は事情のいかんを問わず返還しない旨が記載されており、Yは、Xが入学手続を行った時点で入学時納付金に関する不返還合意が成立しているとして、Xからの入学時納付金返還の求めに応じなかった。それに対しXは、XとYとの間で在学契約が成立しているとしても、損害賠償を伴わない契約解除権が自己に留保されるべきであるため、かかる解除権に反する不返還合意は無効であると考え、Yが入学時納付金を返還しないことは不当利得であるとして、Yに対し入学時納付金の返還を請求する訴訟を提起した。

第1審では、XとYの在学契約は消費者契約に該当するというを前提に、当該不返還合意は消費者契約法9条1号に定める損害賠償予定条項にあたるため、同号に従い、Yに生ずべき平均的損害額を超える金員の納付が不返還合意により求められている場合には、その超える部分についての合意は無効となるところ、Yの平均的損害額は入学金相当額にとどまり、それ以外の授業料等の金員の納付に係る合意は無効であると判断された。控訴審でも第1審の判断が維持され、Xに対する入学金を除く金員の返還がYに命じられた。

それに対しYは、入学試験の合格者の入学辞退により、学生に対する教育義務を円滑に遂行するために必要な人的・物的教育施設の整備に係る設備投資における余剰分の発生という財産的損害を被ることになり、その損害を補填するためには上記のような不返還合意が不可欠であると主張し、入学時納付金の一部返還を許容する消費者契約法9条1号はそもそも憲法29条2項の規定内容に反するとして、最高裁に上告した。Yが申し立てたそのような憲法論について、どのように考えるべきであろうか。

9月号（504号）

スーパーマーケットの経営を展開している株式会社Xは、A県B市の市街地に新規店舗としてC支店を開設し、そこで製造たばこの販売を行うことを計画した。たばこ事業法22条1項では、製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、販売営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないと定められているが、同法施行令8条により、その財務大臣の許可権限は営業所の所在地を管轄する財務局長に委任されているため、Xは、C支店所在地を管轄する財務局長に対し製造たばこ小売販売業の許可申請を行った。

ところが、当該許可申請は、適正配置規制に抵触するとの理由で不許可処分となった。たばこ事業法23条では、不許可事由の1つとして「営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不相当である場合」（同条3号）が挙げられ、それを受けて発せられた平成10年大蔵省告示第74号によれば、市町村制施行地の市街地において製造たばこ小売販売業を行おうとする場合、予定営業所と既設営業所の距離が150メートル以上でなければならないとされている。C支店は、製造たばこ小売販売業者Dの既設営業所から100メートルしか離れていなかった。

不許可処分を受けたXは、たばこ事業法23条3号に定められる適正配置規制は、職業選択の自由を保障する憲法22条1項に照らし、製造たばこ小売販売業への参入を妨げる不当な制限であると考え、当該不許可処分の取消しを請求内容とする行政訴訟を提起した。Xの主張について、憲法上どのように判断すべきであろうか。

8月号（503号）

A 県に所在するとあるキリスト教の教会では、例年、12月24日にクリスマス礼拝が開催されている。このクリスマス礼拝は、参加者をキリスト教の信者に限定することなく、一般市民にも開放しており、また、交通の利便性が非常に高い場所に教会が立地しているということもあり、最近では多くの参加者を集めるようになってきていた。

そのため、この教会の牧師 B は、クリスマス礼拝当日、多くの参加者が教会に来場することにより、教会周辺の交通に混乱や危険がもたらされることを懸念していた。そこで B は、ある年のクリスマス礼拝を開催するに際し、最寄りの警察署に赴き、礼拝当日における教会周辺の警備を依頼できるかどうか相談したところ、最終的に署長 C がその依頼に応じることを決断し、実際に数名の警察署員により教会周辺の雑踏警備が実施された。

ところが、そのような雑踏警備が行われたことを知った地元住民 X は、当該雑踏警備は結果的に警察による宗教行事の開催への支援行為となっており、憲法で定める政教分離原則に違反するのではないかという疑問をもった。そこで X は、当該雑踏警備のための出動に要した時間に対応する警察署員への給与の支出、および本件出動に要した交通費の支出は違法なものであり、また、警備を依頼した教会は、本来自ら行うべき雑踏警備を警察に肩代わりさせたことにより不当利得を得ているということを前提に、地方自治法 242 条 1 項に基づき、出動した警察署員に対し上記給与および交通費を A 県に返還するよう A 県知事 Y が請求することを、また、当該給与および交通費に相当する金員につき教会に対して不当利得返還請求権を Y が行使することを請求内容とする住民監査請求を行うことを計画した。

さらに X は、この住民監査請求が認められなかった場合、同法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、同様の請求内容の住民訴訟を Y に対して提起しようと考えている。このような政教分離原則違反を理由とした X の請求内容は、憲法論として正当化されうるであろうか。

7月号（502号）

日本の神社においては、しめ縄等の神具に大麻繊維が伝統的に使用されてきた。ところが現在の日本では、大麻取締法により、大麻草の成熟した茎や大麻草の種子等を除き、原則として大麻草の所持・栽培等は禁止されている。同法においては、「大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない」（3条1項）とされ、「大麻取扱者」とは「大麻栽培者及び大麻研究者」（2条1項）を指し、「大麻栽培者」とは「都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者」（同条2項）と定義されている。そして、3条1項における禁止を担保するための罰則として、「大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役」（24条の2第1項）を、「大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7年以下の懲役」（24条1項）を、それぞれ科されることになっている。

A 県のとある神社で宮司を務める X は、海外から輸入される大麻繊維でつくられた神具を使用することは神道における伝統的宗教実践に反すると考え、自ら大麻を栽培することを計画し、A 県知事 Y に対し大麻栽培者としての免許を申請した。ところが Y は、「社会に薬物が蔓延する芽を摘まなければならないという要請を覆すだけの合理的必要性が認められない」ということを理由に、免許を付与しないという決定を行った。

この処分に納得がいかない X は、その取消しを求める行政訴訟を Y に対して提起することを思い立った。その際、X は、自分が求めている大麻の栽培は、自己の宗教的信仰に忠実であろうとする姿勢と不可分に結びついているため、憲法 20 条により保障された信教の自由の行使に該当し、よって Y の決定は同条 1 項違反であると主張しようと考えている。X のそのような憲法論は正当化されうるであろうか。

6月号（501号）

20XX年〇月、中東地域においてA国によるB国への軍事侵攻が発生した。その翌月、日本政府は、A国による軍事侵攻に反対する立場から、防弾チョッキやヘルメット等の装備品をB国に提供することを決定し、実際に、自衛隊機によってそれらの装備品がB国の隣国に輸送された。

Xは、日本国憲法の平和主義の理念を擁護するという基本方針の下に、反戦、環境保護、教育政策に関する提言等の活動を推進してきた団体である。Xは、B国に対する装備品の提供について、一方的に軍事侵攻を受けたとはいえ、現に武力衝突が生じている当事国の一方に対して支援を行うことは日本国憲法の理念に反すると考え、日本政府によるB国の支援に反対の意思を表明する集会を開催することにした。

そこで、Xは、自身が所在する市の庁舎に隣接し、市が所有・管理する広場において上記の趣旨の集会を開催するべく、市長Yに対し使用許可申請を行った。ところがYは、本件集会の開催が広場を含む庁舎に関する管理規則に定める禁止行為に該当するとして、本件申請に対し不許可処分を下した。Yは、特に、同管理規則の中で禁止される「特定の政策に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す示威行為」に本件集会が該当すると思ったのである。

Xは、上記禁止行為を定める本件規則が不明確な内容によって集会の自由に萎縮効果を及ぼす違憲の法規であり、また、Yの不許可処分も本件規則の解釈適用を誤り不当に集会の自由を侵害するものであると考え、本件不許可処分の取消しを求めて提訴することにした。憲法による集会の自由の保障に照らし、Xの請求の当否をどのように考えるべきであろうか。

5月号（500号）

Xは、大学を卒業後、一般企業に就職し、それから数年後、職場の同僚Aと結婚した。Xの父は衆議院議員を長年務め、国務大臣も歴任してきた著名な政治家であるが、X自身は政治家や官僚等の公職の経験を有しておらず、公職の候補者になったこともない。また、父の政治活動を支援するなど、政治家の親族であることを前提とした活動を行っているわけでもない。AもXと同様であり、政治の世界との積極的なかかわりをもってこなかった。

最近、XとAの夫婦仲が悪化したため、2人は離婚することとなった。雑誌の発行・販売事業を営む株式会社Yは、その離婚の情報をいち早く掴み、自社発行の週刊誌の中で離婚の経緯を詳細に報じる記事を掲載することとし、近々、当該記事が掲載された号を販売する予定であることをXに対し通告した。

Xは、純粋な私人である自分の離婚に関する記事を本人の意に反して雑誌に掲載し発行・販売する行為はプライバシー権の侵害にほかならないと考え、当該週刊誌の販売等の差止めを求める仮処分手続を裁判所に申し立てた。Xの請求の当否についてどのように考えたらよいだろうか。

4月号（499号）

Xは、10年ほど前、地元のA県から東京に上京し、個人で飲食店を経営するために銀行から多額の借り入れを行った。ところが、Xは、ほどなくして経営に行き詰まり、借入金返済の目途も立たなくなったため、自分の店をたたんで自己破産せざるをえない状況に追い込まれた。その後、すべての自己破産手続を終えたXは、A県に帰郷することとし、地元の企業に就職し、結婚もして子どもも生まれ、平穏な家族生活を送ることができるようになった。なお、自己破産の過去については、自分の家族や勤務先にも、地元での交友関係においても知られていない。

Xは、最近、飲食店を経営していた頃に世話になった東京の知人から、インターネット上に「全国の破産者を支援しよう！」なる名称のウェブサイトがXの情報が掲載されていることを知らされた。このウェブサイトでは、インターネット版官報および官報情報検索サービスから入手した情報をもとに、破産者の氏名・住所や官報掲載日等に関する地域ごとの情報が掲載・更新されている。このサイトの運営管理者Yは、破産者情報の掲載について、地域住民が破産者を援助することを可能にする、社会的価値をもった有益な行為であるという趣旨をサイト上に表示している。

Xは、自己破産した過去を家族や勤務先等に知られることは大変な精神的苦痛を発生させると思い、自身の破産に関する情報の削除および損害賠償をYに対して請求することにした。Xの請求の当否についてどのように考えたらよいだろうか。